

## 平成24年度稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月25日〕

- 
- |       |   |
|-------|---|
| 日程 1  | 会議録署名委員の指名について                            |
| 日程 2  | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について     |
| 日程 3  | 報告第2号 農地法第4条の1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 日程 4  | 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 日程 5  | 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について                    |
| 日程 6  | 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について          |
| 日程 7  | 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の権利の設定、移転の許可について     |
| 日程 8  | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について      |
| 日程 9  | 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について                 |
| 日程 10 | 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について<br>(利用権設定) |
- 

### 本日の会議に付した事件

- |       |                |
|-------|----------------|
| 日程 1  | 会議録署名議員の指名について |
| 日程 2  | 報告第1号          |
| 日程 3  | 報告第2号          |
| 日程 4  | 報告第3号          |
| 日程 5  | 報告第4号          |
| 日程 6  | 報告第5号          |
| 日程 7  | 議案第1号          |
| 日程 8  | 議案第2号          |
| 日程 9  | 議案第3号          |
| 日程 10 | 議案第4号          |

---

出席委員

1番	宮本昇君	17番	井戸賀吉男君
2番	関口邦子君	18番	山口幸一君
3番	蛭原一君	19番	宮本善助君
4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣壽君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	26番	沖野谷秀雄君
10番	千勝忠君	27番	永長秀敏君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
14番	篠崎文夫君	31番	山下恭一郎君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		

---

欠席委員

25番 濱田昭一君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

○会長（加納 昭君）

5月29日（火）

諸般の報告

平成24年度稲敷地域農業改良普及事業推進協議会

於 稲敷合同庁舎

出席者 加納 昭会長

- 5月31日(木) 全国農業委員会会長大会  
於 千代田区 日比谷公会堂  
出席者 加納 昭会長, 森川事務局長
- 6月18日(月) 第146回臨時総会  
於 水戸市 茨城県市町村会館  
出席者 加納 昭会長, 森川事務局長
- 6月19日(火) 稲敷市担い手育成総合支援協議会総会  
於 稲敷市役所 東庁舎  
出席者 加納 昭会長

---

午後3時12分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから平成24年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は25番濱田昭一委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は9番小貫和子委員、10番千勝 忠委員、両名を指名いたします。

**日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出  
について**

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第1号，農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは1ページをお開き願います。

報告第1号，農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番，稲波字西区ほか2地区，田3筆，畑2筆，計5筆，3，295平方メートルでございますが，平成24年4月3日，被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。次に，

受理番号2番，浮島字尾島ほか1地区，田1筆，畑1筆，2，843平方メートルでございますが，平成21年6月29日，被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

**日程 3 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用  
届出について**

○議長（加納 昭君） つづきまして，報告第2号，農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは2ページをお開き願います。

報告第2号，農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番，佐倉字佐倉原，畑1筆，578平方メートルでございますが申請地に木造2階建て延べ床面積223.58平方メートル建築面積が116.11平方メートルの共同住宅1棟を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願  
いたします。

---

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用  
届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定によ  
る市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。  
森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 3ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出につ  
いてでございます。

受理番号1番、江戸崎字新宿下、田1筆、92平方メートルでございますが、申請地を  
取得して自己住宅敷地を拡張するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願  
いたします。

---

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてを  
議題といたします。事務局より報告願います。  
森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 4ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、西代字北田、畑1筆、193.80平方メートルでございますが、自己  
所有地に農業用作業場を1棟建築するもので、農地法施行規則第32条第1項に基づくも  
のでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないも  
のであります。

受理番号2番、受理番号3番を一括して報告いたします。

受理番号2番、結佐字流作、田2筆、6,598平方メートル及び受理番号3番結佐字  
流作、田3筆、1,298平方メートルでございますが、いずれも稲敷市が農地災害復旧  
工事の資材置場として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第5  
3条第15号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認  
した結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願  
い

いたします。

---

**日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第5号、民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、報告第5号、民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎市部より照会があったものでございます。三次字三次ほか2地区、田9筆、20,054平方メートルでございますが、5月21日及び22日両日担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果農地法の農地に該当いたしますので、買受適格証明を要する旨報告いたしました。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

**日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 6ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移動の許可についてでございます。売買による所有権移転5件でございます。

受理番号1番、伊佐部字伊佐部、田6筆、計4,498平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。4月26日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は258アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地については休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。

以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、阿波崎字和田、田1筆、238平方メートルについてでございますが、渡人は相対で耕作をお願いしている隣接地の所有者に農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、江戸崎字豆薬師、畑1筆、388平方メートルについてでございますが、渡人は破産管財人で、財産を処分する為に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、清久島字清久島、田1筆、195平方メートルについてでございますが、渡人は狭小な農地を隣接の農地の所有者に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

7ページをお開き願います。

受理番号5番、本新、畑1筆、田1筆、計2筆、計15,939平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営者ではないので相続した農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から5番の説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査報告をお願いいたします。受理番号1番については農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。

受理番号2番について蛭原委員より報告を願います。

○3番（蛭原 一君）3番蛭原です。

受理番号2番について報告いたします。6月21日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。全部効率利用要件については、所有の農地については、休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数200日であります。農業経営面積要件については、経営面積1,851アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる

おそれがあると認められません。以上、調査の結果、受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番を澤邊委員より報告願います。

○28番（澤邊雅之君）28番澤邊です。

受理番号3番について調査報告します。6月20日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受け人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。全部効率利用要件ですが所有農地についても休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数160日であります。農業経営面積要件については、経営面積121アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれはありません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全部満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。

受理番号4番について報告いたします。6月17日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないこと確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。常時従事要件については農作業従事日数300日であります。農業経営面積要件については、経営面積500アールでございますがその内河内町の地番が68アールでございます。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子君）2番関口です。

受理番号5番について報告いたします。

6月20日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は主に農場で乳牛及び肉牛を飼育している農業法人であります。農業生産法人要件についてはすべて満たしております。全部効率利用要件については、農機具の所有状況、トラクター2台、ドリルロータ2台を所有しております。農業経営面積要件については、今回の成就農地で経営面積159アールであります。地域調和要件については、周辺の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当として考えられます。



よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） これで、調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○9番（川島 昇君） 9番川島です。受理番号5番の生産法人ですか、報告書に書いてある役員の過半数の者が150日以上農業をしている。と書いてあるその下に今回初めて耕作面積は、今回耕作面積は・・・という状況なのですか

○議長（加納 昭君） 事務局

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 事務局から回答いたします。こちらの農業法人は説明にもあったように乳牛及び肉牛を生産している農業法人でして、農地は持っておりませんが乳牛及び肉牛ということで、農業を営んでいた法人です。今回初めて農地を購入するというので、申請が出てきました。経営状況のところにある現在の農地保有は0アールになっています。50アール以上購入することによってこちらの要件を満たすこととなります。

○9番（川島 昇君） そうじゃなくて農業に150日従事していると書いてあるでしょう。今回初めて農地を取得するわけですよ、50アール要件を満たしているのではなくて、役員の方は150日の農業に従事している・・・

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 畜産、乳牛及び肉牛を飼育している期間も農業に従事している期間になります。そちらの日数も含めることとなります。

○議長（加納 昭君） よろしいですか、その他質疑ありますか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について でございます。

受理番号1番，江戸崎字芝ヶ谷，畑1筆，496平方メートルについてでございますが，申請人は自己用住宅敷地として利用するものであります。建築物は木造平屋住宅1棟，92.46平方メートル，駐車場スペースと家庭菜園スペースを設けております。敷地内での上水道は公営水道，生活雑排水は合併浄化槽，雨水排水は自然浸透となっております。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地，立地基準は第1種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされている，と考えられます。6月21日に調査委員及び事務局は，申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり，農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番から受理番号10番についてでございますが，同一の会社の敷地として一体的に利用しますので，一括して説明させていただきます。申請者は，主に生コンクリートの製造・販売を行う法人で現在の事業用地は約104アールです。今回，この会社の敷地が圏央道用地として約38アールを買収予定となっております。買収により減った面積と事業拡大の計画により，新たに約71アールを敷地拡大し，事業用地を約137アールとするものであります。なお，現在の敷地の一部に農地があり，受理番号2番，3番は既存の敷地の追認申請となります。受理番号4番，5番，8番，10番は資材置場として利用する為の申請で，稲敷市土地開発指導要綱での開発となります。受理番号6番は倉庫敷地として利用する為の申請で都市計画法第29条の開発となります。受理番号7番は既存の敷地拡張で倉庫敷地として利用する為の申請で，都市計画法第29条の開発となります。受理番号9番は既存の敷地拡張で資材置場として利用する為の申請であります。なお，受理番号9番，10番については申請者が法人の代表者であり，申請地を法人に貸付けるものであります。

受理番号2番，椎塚字三田谷，田1筆，235平方メートルについてでございますが，物置用地として利用している敷地で，追認申請をするものであります。敷地内での上下水は未使用，雨水は自然浸透となっております。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地，立地基準は第1種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされていると考えられます。

受理番号3番，椎塚字三田谷，田1筆，542平方メートルについてでございますが，資材置場として利用している敷地で，追認申請をするものであります。敷地内での上下水は未使用，雨水は自然浸透となっております。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地，立地基準は第1種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされていると考えられます。

受理番号4番，椎塚字三田谷，田1筆，136平方メートルについてでございますが，資材置場の進入路として，利用するものであり，稲敷市土地開発指導要綱での開発となります。敷地内での上下水は未使用，雨水は自然浸透となっております。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地，

立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。

受理番号5番、椎塚字三田谷、田4筆、計1,234平方メートルについてでございますが、資材置場として利用するものであり、稲敷市土地開発指導要綱での開発となります。敷地内での上下水は未使用、雨水は調整池から自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。

受理番号6番、椎塚字三田谷、田1筆、766平方メートルについてでございますが、倉庫として利用するものであり、都市計画法第29条での開発となります。敷地内での上下水は未使用、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされている、と考えられます。

受理番号7番、椎塚字荒久、畑1筆、387平方メートルについてでございますが、倉庫として利用するものであり、都市計画法第29条での開発となります。敷地内での上下水は未使用、雨水は自然浸透となっております。

申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第2種農地、立地基準は第2種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。

受理番号8番、椎塚字三田谷、畑2筆、計2,186平方メートルについてでございますが、資材置場として利用するものであり、稲敷市土地開発指導要綱での開発となります。敷地内での上下水は未使用、雨水は調整池から自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされている、と考えられます。

受理番号9番、椎塚字荒久、畑1筆、165平方メートルについてでございますが、貸資材置場として利用するものであります。敷地内での上下水は未使用、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第2種農地、立地基準は第2種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされている、と考えられます。

受理番号10番、椎塚字三田谷、畑1筆、田2筆、計3筆、計1,836平方メートルについてでございますが、貸資材置場として利用するものであり、稲敷市土地開発指導要綱での開発となります。敷地内での上下水は未使用、雨水は調整池から自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。

以上で議案第2号受理番号1番から10番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番を山下委員より報告をお願いします。

○31番（山下恭一君） こんにちは31番山下です。受理番号1番について、さる21日に清原委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく自己用住宅用地として利用するものです。周辺農地に迷惑がかからないことから問題がないものと思われま。また、添付書類等確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号2番から10番について、篠崎惣壽より報告願います。

○5番（篠崎惣壽君） 5番篠崎です。それでは、受理番号2番から10番まで説明いたします。さる、21日に松本委員と事務局で申請書の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明通りで間違いなく、生コンクリートの製造販売を行っている法人であります。倉庫及び資材置き場用地として利用するものですが、添付書類は確認してよかったです。この書類の中で司法書士に注意されたこの当事者、つまり申請者は工事をドンドン進めている。これは問題があるのではないかということで意見がありまして、みなさん方に慎重審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。それでは質疑を認めます。質疑ありませんか

○4番（村山文夫君） 4番村山です。圏央道の代替地として利用するということが、譲受人が法人組織と個人になっていますよね、この辺のところの関係はどのようになっているのかな、9番、10番が個人で、1番から8番までが法人になっている。同じ圏央道の代替地ということで、どう、あれがあるのかないのか、踏まえて使用貸借の設定なので契約は同じ、あれなんですよね、この辺の因果関係がどうなっているのか、ちょっと疑問に思うのです。

○議長（加納 昭君） はい、事務局

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 事務局から回答いたします。受理番号2番から受理番号8番までは、受け人が法人になっています受理番号9番、10番なのですがこちらは法人の役員さんが法人に貸し付けるということで貸資材置場となっております。農法上では基本的に貸資材置場、貸倉庫とするものは認められていないのですが、法人の役員さんに限り自分の法人に貸し出すことができますので、そのような方法で9番、10番に関しましては申請が出てきました。

○4番（村山文夫君） わかりました。

○議長（加納 昭君） そのほか質疑ありますか

○25番（飯田 稔君） 勉強させていただきたい25番飯田です。だいぶ大きい面積のようですが、ほとんど圏央道代替地ということとなっておりますが、従前のプラントはどの位の規模で行っていたのか、規模拡大と言っていますが、その辺の中で、当然、都市計画の関係で、これは市街化区域ではない調整区域ですよね、この辺の都市計画の関係なり、あるいは市であるんだろうけど、規模が大きくなれば県になるのんだろうけど、この開発行為

の関係はどうかになっているのか、その辺の関連を含めて事務局で調査がされているのか、その辺の説明があればありがたいと思うし、先ほど出たようにほとんど資材置場になっているのですが、これまるっきりプラント用地が絡んでいるのですか、含めてですが、その辺の実態とかイメージがどういう規模で経営されているどういうプランで、このこういう資材置場が多いわけですが申請者は、一番元のプラントの敷地ではない、その辺との関連を教えていただければありがたいと思うので、勉強のためですのでその辺丁寧をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、事務局

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）もう一度お話をいたします。この法人の現在の事業用地は、約104アールです。104アール。この104アールの内約38アール買収される予定です。今回申請が出てきた、新たに申請が出てきた面積は約71アールです。最終的に事業用地は137アールを計画しております。このプラントの中には資材置場及び倉庫等がたっております。建物、倉庫等の建物につきましては市街化調整区域ですので開発の許可が必要になります。都市計画法第29条の開発の許可が必要になります。今回の受理番号で言いますと受理番号2番と受理番号6番、受理番号7番、この3か所につきましては、建物が、施設の所に建物が入っていますので、開発の許可が必要になります。現在、開発の方の許可申請は、調整中でございます。開発の許可申請については、まだ、申請されておられません。

現在、調整中です。資材置場の部分に関しましては5番、6番、8番、10番、そちらが資材置場になります。そちらに関しましては、土地計画法の開発とは別に、稲敷市土地開発指導要綱、指導要綱の方での資材置場の開発となります。土地開発の方につきましては、現在、事前協議申請中であります。

○25番（飯田 稔君）質問いたしますが、また、開発行為とか、いま言った調整区域での許可だとかが必要だとなる部分があるわけですね。とその辺の協議とかは、やられているの、片方で許可が出て片方がでない場合もありうるわけですね、そういう順番とか、どういう格好でなっていますか、進め方としてどういう・・・どちらが優先するの、いくつかの許認可が必要な場合には・・・

○議長（加納 昭君）はい、事務局

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）複数の許可が必要な場合には、どちらかが優先というわけではなく両方一緒に申請許可になります。許可の場合どちらかが先に出るということとはございませんので・・・

○25番（飯田 稔君）今日の協議というのは、なんなのですか、今日の協議、どちらが優先するというわけではなく同時にやっているわけでないでしょう

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）都市計画法の方は、開発の方は都市計画法の方で別個に協議して進めているところであります。両方とも県の許可になりますので、県の方で許可に関しては調整してどちらかが先に出すとかいうことでなく両方許可の見込みがあった時点で一緒に許可という形になります。

○25番（飯田 稔君）都市計画法の審査かかるの

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）両方とも県の許可になります。

○6番（松本文雄君）はい

○議長（加納 昭君）はい

○6番（松本文雄君）6番松本ですが。調査委員としてこういう場面で発言していいか、悪いかよくわかりませんが、現地を見た結果、7番と9番だけです現状維持でいたのは、あとは、だいたいこの田んぼ、田んぼという、3メートルから3メータ50位盛ってあります。残土とか生コンのカスとかで全部埋めてしまっている。我々調査に行っても平気でやっている。その畑にも、何番だ。建物がコンクリートで建ててしまっている。現に建物をコンクリートで、もう建物、建ててしまっている。そこを申請してこんど変えようとしているのですが、どうしようもない、もう、建物、たってしまっている。下の田んぼも全部埋まっている。それで排水も800ミリメートル位のヒューム管で垂れ流しですね、では、よく検討してもらいたいのです。

○議長（加納 昭君）はい

○25番（飯田 稔君）その辺は、地元の委員さんの判断が必要だと思いますが、ただ、こういう手続きの話でね、開発行為が優先するのか、なにがするのか、もっと内部でね、私は調整する必要があるように思いますね、なぜ、その様なことを言うかという稲敷市の場合、江戸崎地区、新利根地区が都市計画法で適用になっている。東地区と桜川地区が無指定なのです。そういう何かあるんでね、今後のもっとそうゆう開発行為なり、都市計画法に絡む・・・法律的には都市計画法の方が優先するのだよな、法律的には、そうゆう問題を含めて、今後の場合もある・・・内部的な・・・要綱ですから

○5番（篠崎惣壽君）いいですか

○議長（加納 昭君）はい

○5番（篠崎惣壽君）調査員の篠崎です。いま、いろいろお話が出ているのですけれども、事実、この耕地にまつわる田んぼが完璧に産廃で埋まっている、それから畑に建物が建っている。そうゆう状況であって調査員としても苦慮するところでもありますけれども、やはり農業委員が少し舐められているのではないかと感じがします。先やっつしまえば我々のものだというのは困る。農業委員は農業委員としての資格をもってやっている訳ですから、それに対応する感じでもって、みなさんご審議いただいて、そういう訳でよろしくお願いします。

○議長（加納 昭君）はい

○4番（村山文夫君）4番村山です。見ると圏央道の買収が38アールかかる。これを見ると71アール全部圏央道の代替地なのですか、38アール分が代替地になるならわかるのだけれども71アール規模拡大分も入っているのか表現がおかしくないか、全部圏央道の代替地として71アール、実際には38アール一部は規模拡大ということで・・・いい

○議長（加納 昭君）はい

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）先ほども最初に説明したのですが、圏央道によ

る買収によって減った面積と事業拡大の計画により71アール敷地を拡大し合計137アールとする事案で、圏央道で減った分が全部というわけではなく規模拡大も含まれております。

○4番（村山文夫君）表現の仕方として、これ71アールを圏央道へ買収を希望したという。そういう解釈にも見られる。内容をわからない人から見たら

○6番（松本文雄君）はい

○議長（加納 昭君）はい

○6番（松本文雄君）これは現実的に、事務局でだいたいのことは分かっていたのでしょう。分かっていたのなら受付しなければいいんだよ、農業委員会かけたってみんなが困るだけだ。3メートル50盛っておいて、それで江戸崎衛生土木で埋めましたなんて発言したんだ。冗談じゃないとிட்டんだ、衛生土木のせいにしたんだ、最初、これは田んぼでちゃんとありましたとハッキリ言ったんだ、そうしたら、今度は濁した。普通は50センチくらい屋敷作るのに盛ったからって申請し直しというかこうで始末書とってやって、誰だってこうやって始末書一枚で済むんだったら俺だってやっちまうよ、バンバン埋めちゃうよ、埋めちゃって始末書一枚書いて提出すれば、それでいいなら、それで通れば、それが一番いいんだよ。

○19番（宮本善助君）はい

○議長（加納 昭君）はい

○19番（宮本善助君）19番宮本です。この件については先日、見てきたんですけど、農振地区とか土地改良は関係ないと事務局は説明がありましたけど、ブロードなんかは、雨水とかは、ため池を作って雨水を溜めるって、やっているんですけど、現況はかなり高さがあるので、セメントをいっぱい作っているんで、雨水が低い田んぼへ流れるところ。見てきてもらえば分かるんですけど、ため池を作るとか雨水を溜めるとかの設計が、ぜんぜん入っていないんだけどその点はどうなっているのだろうか

○議長（加納 昭君）事務局

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）土地開発の部分につきましてはすみませんが調整池をもうけて自然浸透式になっております。それ以外の部分については現在のところ自然浸透になっております。

○19番（宮本善助君）あの状態では自然浸透だけでは、どんなことしたってできないでしょうよ・・・

○6番（松本文雄君）この前行って見たでしょうよ、1分間にどの位、水、流れていると思う。800のヒューム管の1/4位ゴーゴーと流れているんだよ

○農業委員会事務局長（森川春樹君）いま、いろいろお話が出ていると思うんですけど、申請書が出された場合は、受付しなければいいのだという話が出たのですが、一応原則としてはすべて受付をして受付後不備な事項の補正を指導するという、かたちになっていまして、闇雲にだめだよと言ってはいけない部分があります。あと、今回の経緯の中では、別に擁護するわけではありませんが、国土交通省の方でだいぶ急いでいることは事実だっ

たらしくて、本当はこの中のいくつかは来月あたり出そうと思っていたらしいのですが、すぐに出さなければならない、急いで慌てて出してきた経緯があります。通常でしたら開発の方も最低事前協議等が行われていて、開発方が先に許可が出ていれば何の問題ないですけれど、たいがいは事前協議を出したところで、同時にスタートしているという流れでございます。とくに書類上の足りないところの経過の状況もありました。

○6番（松本文雄君）埋めていたのは、今日この頃じゃないよ、何年も前からだよ、高速道路のせいにしてているけど、その前からだ。あれは20年くらい前かな、衛生土木で少し埋めたの、その後すぐだから埋めたの

○農業委員会事務局長（森川春樹君）いろいろ問題がありますね

○議長（加納 昭君）ここで5分ばかり休憩にいたします。

〔暫時休憩中〕

○議長（加納 昭君）着席願います。

○議長（加納 昭君）これより議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。まず始めに受理番号1番を採決いたします。本案は申請のとおり・・・

○4番（村山文雄君）ちょっと待ってください。

○議長（加納 昭君）はい

○4番（村山文雄君）4番村山です。この受理番号・・・都市計画法第29条許可申請協議中とは、もう1点稲敷市土地開発指導要綱すでに協議申請中といのはどういうことか説明してもらいたい

○農業委員会事務局長（井戸賀輝行君）まずですね、土地開発指導要綱は最初事前協議制をとっておりまして事前協議申請をして事前協議がオーケーになった時点で本申請という流れになっております。現在事前協議の方は申請されていて事前協議の中身を審査しているところでありまして。都市計画法29条に関しましてはどのような形で29条の方を申請するのか都市計画課と調整中でありまして、まだ、29条の申請は出てきていない状況です。

○4番（村山文雄君）申請されていない、ということですね

○農業委員会事務局長（井戸賀輝行君）申請されていないということです。

○議長（加納 昭君）よろしいですか、もう一度言います。受理番号1番についての採決ですからその点よろしく願います。

○議長（加納 昭君）これより議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。まず始めに受理番号1番を採決いたします。本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番から10番なのですけれど、受理番号7番、9番



について採決を行いたいと思います。本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、受理番号2番、3番、4番、5番、6番、8番、10番について採決をいたします。その前段に、この件につきましては、事前に着工している。つぎに過去の違反転用がある。それから雨水等の排水がいまだ未定である。あと開発許可の問題でいまだ決定が出ていないということ意見もあります、そういう意見も頭に入れまして採決していきたいと思います。2番、3番、4番、5番、6番、8番、10番について、原案について許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（なし）〕

○議長（加納 昭君）賛成者なしということで、よって本案は不許可相当として進達意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上です。議案第2号につづきまして以上です。

---

## 日程 9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）つづきまして議案第3号現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会主査（高橋 渉君）10ページをお開き願います。

議案第3号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、阿波崎字白畑、畑2筆、372平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。龍ヶ崎裁判所で行われた不動産競売で、買受適格者証明を要しない物件を売却した買受人が地目変更する為の申請でございます。物件目録及び建築年月日の確認できる固定資産評価証明書が提出されています。

受理番号2番、市崎字和田前、田2筆、495平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。平成2年頃より、住宅敷地として利用されており、建築年平成3年の車庫37.19平方メートルが建築されています。撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

受理番号3番、上須田字大巻、田2筆、475平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和30年頃の道路整備事業により移転し、宅地として利用されており、建築年、昭和40年の農家住宅123.96平方メートル、昭和53年の作業所50.90平方メートル等が建築されています。撮影年月日、昭和59年12月29日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書が提出されています。

受理番号4番，西代字東田，畑1筆，94平方メートル及び西代字下手，田1筆，76平方メートル，計170平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和56年頃より住宅敷地及び進入路として利用されております。撮影年月日，平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

以上で，議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について蛭原委員より報告願います。永長委員より報告願います。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。

受理番号1番について，さる21日に蛭原委員と坂本富男委員と事務局で，申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明どおりで間違いはなく，20年以上前から住宅の敷地として利用されており，建築年，昭和33年及び昭和51年の記載された固定資産税評価額証明書で確認をいたしました。申請地は，周辺農地に迷惑がかからないことから，間違いのないと思われます。また，添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。

よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について飯塚委員より報告願います。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。

受理番号2番について，さる21日に永長委員と蛭原委員とそれと事務局で，申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明どおり間違いなく20年以上前から住宅の敷地として利用されており，固定資産税評価額証明書と国土地理院発行の航空写真証明書で確認しました。申請地は，周辺農地に迷惑がかからないことから，問題はないと思われます。また，添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）つぎに受理番号3番について坂本一雄委員より報告願います。

○15番（坂本一雄君）15番坂本です。

受理番号3番について報告いたします。さる21日に蛭原委員と永長委員，それと事務局で，申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明どおりで間違いはなく，昭和30年ごろから住宅敷地として利用されており，国土地理院発行の空中写真で確認いたしました。申請地は，周辺農地に迷惑がかからないことから，問題はないと思われます。また，添付書類を確認しましたが，問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について，保科委員より報告願います。

○20番（保科 進君）20番保科です。

受理番号4番について，さる21日に関口委員，加納委員，それと事務局で，申請書類

の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅の進入路として利用されており、国土地理院発行の空中写真証明書で確認いたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか  
〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） つづきまして議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。  
飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしくお願ひします。11ページをお開きください。

議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が16件、79筆、面積が15万8,623.11平方メートル、再設定が7件、38筆、面積が7万2,759平方メートル、合計23件、117筆、面積が23万1,382.11平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、佐原組新田字釜井ほか2地区、田8筆、13,276平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積402アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、280日の認定農業者です。

受理番号2番、市崎字和田前、田5筆、1,647平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,469アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号3番、市崎字沼田ほか2地区、田7筆、面積が12,897平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積192アールの、水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者

です。

受理番号4番，阿波崎字阿波崎ほか2地区，田7筆，12，399平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積362アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，150日の認定農業者です。

受理番号5番，柏木字柏木ほか3地区，田7筆，16，479平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積1，267アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号6番，下須田字與後，田，2，097平方メートル，受理番号7番，下須田字小島ほか1地区，田3筆，13，964平方メートル，いずれの2件は，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，649アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号8番，結佐字逆川ほか1地区，田9筆，畑1筆，計10筆，11，966.11平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が10年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積506アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，100日の農業者です。

14ページをお願いします。

受理番号9番，四ツ谷字上割ほか2地区，田26筆，29，106平方メートル，新規設定で，利用目的は，稲，期間は10年，小作料は2.5俵，設定を受ける者は，経営面積669アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号10番，手賀組新田字六角，田5筆，6，615平方メートル，新規設定で，利用目的は，稲，期間は10年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積484アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，150日の認定農業者です。

受理番号11番，押砂字中ノほか3地区，田13筆，畑2筆，計15筆，19，278平方メートル，受理番号12番，押砂字下野，田2筆，3，998平方メートル，いずれの2件は，新規設定で，利用目的が，稲，期間は10年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積596アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数は，180日の認定農業者です。

16ページをお願いします。

受理番号13番，本新，田，14，713平方メートル，受理番号14番，本新，田，1，500平方メートル，受理番号15番，本新，田，745平方メートル，受理番号16番，本新，田，1，737平方メートル，受理番号17番，本新，田，1，490平方メートル，受理番号18番，本新，田，1，490平方メートル，受理番号19番，本新，田，1，490平方メートル，受理番号20番，本新，田1筆，畑1筆，計2筆，17，027平方メートル，受理番号21番，本新，田1筆，畑1筆，計2筆，17，014平方メートル，受理番号22番，手賀組新田字大重，田5筆，15，310平方メートル，受理番号23番，手賀組新田字大重，田5筆，15，144平方メートル，合計87，660平方メートルいずれの11件は，新規設定で，利用目的が，稲，期間は6年，小作料

は、30,000円、設定を受ける者は、農業生産法人です。農業生産法人としての4要件につきましては、法人登記簿、定款により確認いたしました。要件は、満たしているものと判断いたします。なお、認定農業者として認定も受けています。

以上、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

受理番号1番から23番までの説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。

質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定についてを採決いたします。本案は議案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後4時44分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長            加 納            昭            ⑩

9 番委員        小 貫        和 子        ⑩

10 番委員       千 勝        忠            ⑩